

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月14日
【四半期会計期間】	第13期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング
【英訳名】	Japan Tissue Engineering Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小澤 洋介
【本店の所在の場所】	愛知県蒲郡市三谷北通6丁目209番地の1
【電話番号】	0533(66)2020（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 大林 正人
【最寄りの連絡場所】	愛知県蒲郡市三谷北通6丁目209番地の1
【電話番号】	0533(66)2020（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 大林 正人
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 第3四半期 累計期間	第13期 第3四半期 累計期間	第12期 第3四半期 会計期間	第13期 第3四半期 会計期間	第12期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高 (千円)	144,461	239,299	47,867	92,665	211,659
経常損失 (千円)	835,258	884,947	263,817	311,819	1,096,015
四半期(当期)純損失 (千円)	838,108	887,797	264,767	312,769	1,099,917
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	-	-	5,553,450	7,715,700	5,714,950
発行済株式総数 (株)	-	-	101,251	182,801	107,301
純資産額 (千円)	-	-	1,580,378	4,755,272	1,641,569
総資産額 (千円)	-	-	3,199,492	6,205,941	3,197,783
1株当たり純資産額 (円)	-	-	15,608.52	26,013.38	15,298.74
1株当たり四半期 (当期)純損失金額 (円)	8,277.53	7,109.66	2,614.96	1,956.97	10,808.51
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	49.4	76.6	51.3
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	798,166	753,933	-	-	1,021,005
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	45,375	897,494	-	-	244,645
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	566,652	3,838,296	-	-	834,456
現金及び現金同等物 の四半期末(期末)残高 (千円)	-	-	679,391	3,201,234	1,014,377
従業員数 (人)	-	-	91	105	91

(注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

再生医療製品事業である自家培養角膜上皮について、当社は平成19年5月に治験前の確認申請を厚生労働省に提出し、独立行政法人医薬品医療機器総合機構からの照会事項の対応を進めてまいりました。しかしながら、当該製品の特定原材料が入手困難となったため、当第3四半期会計期間において、製品仕様を一部変更し開発を進めることとしました。当社は当該製品仕様の一部変更に伴い確認申請を取り下げ、速やかに再提出する準備を進めております。

その他の当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、当社の第三者割当増資に伴い、以下の会社が新たにその他の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(その他の関係会社) 富士フィルムホールディングス株式会社	東京都港区	40,363,000	富士フィルムグループを統括する持株会社	被所有 44.33	重要な営業上の取引はありません。
(その他の関係会社) 富士フィルム株式会社	東京都港区	40,000,000	イメージングソリューション、インフォメーションソリューションの開発、製造、販売、サービス	被所有 41.30	資本・業務提携 役員の兼任 1名

(注) 1. 富士フィルムホールディングス株式会社は有価証券報告書提出会社であります。

2. 富士フィルム株式会社は、富士フィルムホールディングス株式会社の100%子会社であります。

3. 富士フィルムホールディングス株式会社の被所有割合は、間接所有によるものであります。

## 4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	105 (20)
---------	----------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー・嘱託社員)は、当第3四半期会計期間の平均人員を( )外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第3四半期会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
再生医療製品事業(千円)	62,364	244.8
研究開発支援事業(千円)	10,398	105.8
合計(千円)	72,762	206.1

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注実績

当第3四半期会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
再生医療製品事業	79,862	319.4	21,321	248.4
研究開発支援事業	10,438	93.6	2,294	90.9
合計	90,301	249.7	23,615	212.6

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3) 販売実績

当第3四半期会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
再生医療製品事業(千円)	82,266	217.0
研究開発支援事業(千円)	10,398	104.4
合計(千円)	92,665	193.6

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 前第3四半期会計期間及び当第3四半期会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社ニデック	12,488	26.1	18,462	19.9
前橋赤十字病院	5,768	12.0	17,304	18.7
東海教育産業株式会社	11,400	23.8	-	-
学校法人 岩手医科大学	5,479	11.4	-	-

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

## 3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等は下記のとおりです。

### (1) 当社と富士フイルム株式会社の資本提携に関する契約

契約書名	資本提携契約書	
契約締結日	平成22年10月6日	
主な契約内容	(1) 発行期日	平成22年10月29日
	(2) 発行新株式数	当社普通株式75,500株
	(3) 発行価額	1株につき53,000円
	(4) 発行価額の総額	4,001,500,000円
	(5) 資本組入額	1株につき26,500円
	(6) 資本組入額の総額	2,000,750,000円
	(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法によります。 富士フイルム株式会社 75,500株
	(8) その他	上記各号については、当社臨時株主総会(平成22年10月28日開催)において、本件第三者割当増資に関する議案が承認されること、及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(注) 平成22年10月28日開催の当社臨時株主総会において、上記第三者割当増資に関する議案は承認され、平成22年10月29日付で払込が完了いたしました。

### (2) 当社と富士フイルム株式会社の業務提携に関する契約

契約書名	業務提携に関する契約書
契約締結日	平成22年10月6日
主な契約内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>両社の技術を活用した再生医療製品の開発及び事業化。</li> <li>再生医療用材料の開発可能性及びその用途の探索。</li> <li>探索活動で具体化した用途の再生医療用材料及び製品の開発並びにその事業化。</li> <li>当社が開発する再生医療製品の海外事業展開、国内事業拡大に向けた富士フイルム株式会社による支援。</li> </ul>

なお、当第3四半期貸借対照表日(平成22年12月31日)後、当四半期報告書の提出日までの間に、以下の契約を締結しております。

契約書名	開発委託契約書
相手方名	株式会社ニデック
契約締結日	平成23年1月31日
契約期間	本製品の製造販売承認が得られるまで
主な契約内容	当社は、株式会社ニデックより、培養角膜上皮細胞シート(以下「本製品」という)に関する技術開発、薬事申請及びその他の関連業務を受託し、委託料の支払いを受ける。本製品の開発に基づく成果は、原則として株式会社ニデックに帰属するが、本製品の開発の過程で得られた技術等は、当社が本製品以外の製品に自由に使用できる。また、本製品に関する特許権や特許を受ける権利等は、当社と株式会社ニデックとの共有とする。

契約書名	個別共同研究開発契約書
相手方名	株式会社セルシード
契約締結日	平成23年1月31日
契約期間	本個別契約締結日より3年間（平成23年1月31日から平成26年1月30日まで）とする。ただし、培養角膜上皮組織が確認申請に適合するまでは自動的に延長される。
主な契約内容	本個別契約に基づいて株式会社セルシード（以下「甲」という）と当社（以下「乙」という）が共同で取り組み研究テーマは、乙が進めている「自家角膜上皮幹細胞を細胞源とする培養角膜上皮組織」の研究開発に対する細胞シート工学の応用とする。甲は乙に対し、培養角膜上皮組織の培養に用いる温度応答性培養器材（以下「本培養器材」という）の開発及び提供、本培養器材の関連データ及び情報の提供、細胞シート工学に関する技術、ノウハウ等の提供を行う。乙は甲に対し、本培養器材の評価、本培養器材を用いた培養角膜上皮組織の研究開発及び薬事申請、甲の担当作業に必要な各種データ及び情報の提供を行う。

## 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 業績の状況

当第3四半期会計期間（平成22年10月1日～平成22年12月31日）における我が国経済は、新興国を中心とした景気上昇による生産及び輸出の増加等により一部の業種において景気回復の兆しはみられたものの、円高の進行や欧米の景気減速の影響、雇用環境の悪化や所得低迷の長期化等により依然として自律回復の動きは弱く、厳しい状況で推移しました。

再生医療分野では、わが国政府による新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）に基づいて、平成22年11月に「医療イノベーション会議」が開催され、平成23年1月に日本発の医薬品、医療機器、再生医療を生み出すため、「医療イノベーション推進室」が設置されました。わが国政府により、「医療イノベーション会議」の下、基礎から実用化まで切れ目ない研究開発費の投入や基盤整備に取り組むほか、障害となる規制・制度の課題も洗い出し、医療分野における新成長戦略に関連する事項の実現に向け、官民挙げて強力に取り組む方針が打ち出されました。

このような状況の下、当社は、再生医療製品事業では平成19年10月に自家培養表皮ジェイスの製造販売承認を取得し、平成21年1月から本製品に保険が適用されました。保険適用においては、「保険算定に関する留意事項」として、施設基準、算定限度等の条件が付与されたため、これらの条件を満たした注文のみ売上請求し、条件を満たさない注文については人道的観点から当社負担により対応してまいりました。その後、平成22年4月1日付の診療報酬改定により「保険算定に関する留意事項」の一つである施設基準が大幅に緩和されたため、当社は該当する医療機関を中心に積極的に営業活動を展開してまいりました。これにより、当第3四半期末でジェイス採用施設数は約80施設となりました。また、ジェイスの出荷前死亡率（総受注件数に対して出荷前にお亡くなりになる割合）を相対的に低くするために、医療機関への啓蒙活動を行ってまいりました。自家培養軟骨は、平成21年8月に、障害を受けた膝関節軟骨の補綴・修復及び関節機能の改善を目的として、製造販売承認申請を厚生労働省に提出しました。その後、審査当局である独立行政法人医薬品医療機器総合機構から発せられた照会事項への対応を進めてまいりました。自家培養角膜上皮は、治験前の確認申請に適合するため審査当局からの照会事項への対応を進めてまいりましたが、審査に長期間を要しております。当社は早期に確認申請の適合を受けられるため、製品仕様の一部を変更し、新しい製品仕様で開発を進めることを決定しました。当該製品は株式会社ニデックからの委託開発であり、当社は速やかに確認申請を再提出し、適合を受けられるよう進めてまいります。

研究開発支援事業である研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズについては、動物実験代替を目的として、JaCVAM（Japanese Center for the Validation of Alternative Methods、日本動物実験代替法検証センター）とOECD（経済協力開発機構）により、ラボサイトを使用した皮膚刺激性試験の標準化作業が進められています。また、新製品として平成22年7月から「ラボサイト 角膜モデル」の販売を開始しております。

こうした結果、当第3四半期会計期間における売上高は、再生医療製品事業等の販売増加により92,665千円（前年同四半期比93.6%増）となりましたが、人員増加に伴う人件費の増加等により営業損失は302,769千円（前年同四半期は256,717千円の営業損失）となりました。また、第三者割当増資に伴う株式交付費償却の増加等により経常損失は311,819千円（前年同四半期は263,817千円の経常損失）となり、四半期純損失は312,769千円（前年同四半期は264,767千円の四半期純損失）となりました。

なお、セグメント別では、再生医療製品事業の売上高は、82,266千円（前年同四半期比117.0%増）、研究開発支援事業の売上高は、10,398千円（前年同四半期比4.4%増）となりました。

### (2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物は、前年同四半期会計期間末に比べて2,521,843千円増加し、3,201,234千円となりました。当第3四半期会計期間のキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は252,463千円となり、前年同四半期会計期間と比べ7,555千円減少しました。この主な要因は、税引前四半期純損失が悪化したものの、棚卸資産の減少や売上債権の回収が進んだこと等によるものであります。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は1,008,879千円となり、前年同四半期会計期間と比べ1,000,757千円増加しました。この主な要因は、定期預金の預入による支出が増加したこと等によるものであります。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は3,653,342千円となり、前年同四半期会計期間と比べ3,658,340千円増加しました。この主な要因は、短期借入金300,000千円の返済があったものの、第三者割当増資による収入4,001,500千円の発生があったことによるものであります。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

#### 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針を決定する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えます。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような大規模買付行為を行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、かかる提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から経営を負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えます。

#### 基本方針実現のための取り組み

##### a) 企業価値向上への取り組み

当社は、「医療の質的变化をもたらすティッシュ・エンジニアリング（組織工学：生きた細胞を使い本来の機能をできるだけ保持した組織・臓器を人工的に作り出す技術）をベースに、組織再生による根本治療を目指し、21世紀の医療そのものを変えてゆく事業を展開する」ことを会社設立の趣旨とし、「再生医療の産業化を通じ、社会から求められる企業となる。法令・倫理遵守の下、患者様のQOL（生活の質）向上に貢献することにより、人類が生存する限り成長し続ける企業となる。その結果、全てのステークホルダーがより善く生きることを信条とする」という企業理念に基づいて事業を展開しています。平成19年10月に日本初の製造販売承認を取得し、平成21年1月より保険適用となった再生医療製品、自家培養表皮ジェイスをはじめとした薬事法の適用を受ける再生医療製品事業と、現在販売中であります薬事法の適用を受けない研究用ヒト培養組織ラポサイトシリーズ等の研究開発支援事業を展開しています。

当社は企業価値向上への取り組みとして、年度毎に経営計画書を策定し、経営方針として事業推進強化、経営基盤強化を掲げ、全社員に伝達することにより目標の共有化を図っています。事業推進強化のため当社は、第一に、再生医療製品のメーカーとして、製造販売承認を取得した自家培養表皮ジェイスの製造販売活動を推進し、安定供給体制を構築するとともに、新たなビジネスモデルの確立を目指しています。次に自家培養軟骨の製造販売承認の取得、及び受託開発に基づく自家培養角膜上皮の確認申請の適合に向けた活動を推進しています。これらの3本柱を順に製品として市場に送り出し、製造販売することにより、収益を拡大することができると考えます。また、並行して海外展開を含めた次期製品ならびに将来事業の開発を推進しています。さらに、研究開発支援事業につきましては、研究用ヒト培養組織の販売拡大に注力するとともに、同製品のラインナップを増やすべく研究開発を進めています。これらの再生医療製品の開発、製造販売、ならびに研究開発支援事業製品の販売拡大が、当社の企業価値の大きな要素となっています。

一方、経営基盤強化のため、適切な情報開示体制の構築と、再生医療の啓蒙を兼ねたPR活動及び多くの投資家の要望に応えることができるよう積極的なIR体制の構築、内部統制を実現する上で適切に牽制がかかり情報の信頼性を担保する情報システムの構築、事業の進捗と歩調を合わせた設備計画を推進しています。また、平成20年4月に導入しました新人事制度により、一層魅力のある職場環境の実現に努め、当社の持続的成長に不可欠な社員の育成・充実に努め、海外展開をも視野に入れた人材の強化を図ることができると考えます。

このような当社の創業以来の取り組みの積み重ねが、現在の企業価値の源泉になっています。当社は、当社の企業文化の根源である設立趣旨、企業理念を高い次元で実現することにより、社会的意義を高め、経営資源を有効に活用するとともに、全てのステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、結果として当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に資することができるものと考えます。

##### b) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するために、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制及び公正で透明性のある経営システムを構築し、これを維持することに取り組んでいます。

当社が扱うヒト細胞・組織を利用したすべての再生医療製品は、薬事法の適用を受けるため、当社は薬事法を遵守して事業を展開しています。

当社は経営環境の著しい変化に対応し、経営の透明性実現のため、以下のような内部統制システムを構築しています。

当社の取締役会は提出日現在10名で構成され、その内4名は社外取締役です。取締役会は当社の経営戦略を策定・遂行するとともに、取締役の職務遂行を監督しています。特に社外取締役の起用により多角的な視点を取り入れ、代表取締役や社内取締役の独走を牽制しています。



また、監査役は取締役会及びコンプライアンス・リスク管理委員会等へ出席し、業務及び財産の状況の確認を通じて、取締役の職務遂行を監査しています。3名の社外監査役で構成される監査役会は、内部監査室及び会計監査人ならびに顧問弁護士と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、監査の有効性・効率性を高めています。

当社は創業時より、研究・開発事業に関する倫理的妥当性について審査を行うこと、及びヒト組織・細胞等の収集・提供の実施状況など事業全般にわたる倫理的評価を行うことを目的に、企業委員3名、外部委員7名で構成されるJ-TEC倫理委員会を設けています。

さらに当社では、業務上抱える各種リスクを正確に把握・分析し、適切に対処すべく、継続的にリスク管理体制の強化に取り組んでいます。主管部署は経営管理部が担当していますが、総合的なリスク管理については、コンプライアンス・リスク管理委員会で討議し、必要に応じて取締役会で検討をしています。また、災害、重大事故、訴訟等の経営に重大な影響を与える事実が発生した場合には、直ちに担当部署から部長、情報開示担当役員である専務、社長に連絡する体制をとり、状況を迅速・正確に把握し、対処することとしています。

- c) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成20年5月14日開催の第129回取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」という）」の導入を決議し、平成20年6月25日開催の当社第10期定時株主総会において、株主の皆様にご承認をいただきました。

基本方針の具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

- a) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、株式会社ジャスダック証券取引所の「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」第2条の2（現 株式会社大阪証券取引所の「企業行動規範に関する規則」第11条）に定める買収防衛策の導入に係る尊重事項（開示の充分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）も充足しております。

- b) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株券等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

- c) 株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付け等がなされた場合を除き、買付者等による大規模買付け等に対する対抗措置の発動について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

また、本プランは取締役会の導入決議後、定時株主総会において株主の皆様のご承認を得たものであり、その有効期間は3年間と定められ、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

- d) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、その内容として、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

- e) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上のことから、本プランは、当社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

#### (4) 研究開発活動

当第3四半期会計期間における研究開発活動の金額は、93,755千円であります。

なお、当第3四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、前四半期会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	275,000
計	275,000

## 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	182,801	182,801	大阪証券取引所 JASDAQ (グロース)	当社は単元株制 度は採用して おりません。
計	182,801	182,801		

## (2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回（平成16年12月7日臨時株主総会決議）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,788
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,788(注1、2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000(注3)
新株予約権の行使期間	平成19年12月8日から 平成26年12月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 50,000
新株予約権の行使の条件	発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使 することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得し た場合はこの限りでない。 新株予約権発行時において当社または当社子会社の取締 役および従業員であった者は、新株予約権行使時におい ても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従 業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定 年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新 株予約権を取得した場合はこの限りでない。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

2. 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数に  
ついて行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設  
分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3. 行使価額を下回る払込金額で新株発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整  
し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \frac{\text{新株発行又は処分株} \times \text{1株当たり払込金額又は処分} \times \text{価額}}{\text{式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新  
設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

## 第2回(平成16年12月7日臨時株主総会決議及び平成17年4月26日並びに平成17年6月6日取締役会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	252
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	240 12(注1、2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000(注3)
新株予約権の行使期間	平成17年4月27日から 平成26年12月6日まで 平成17年6月7日から 平成26年12月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 50,000
新株予約権の行使の条件	新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 新株予約権発行時において顧問であった者は、新株予約権行使時においても当社の顧問であることを要する。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

2. 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3. 行使価額を下回る払込金額で新株発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \frac{\text{新株発行又は処分株式数}}{\text{式数}} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

## 第3回(平成18年4月27日臨時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	202
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	202(注1、2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250,000(注3)
新株予約権の行使期間	平成21年4月28日から 平成28年4月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 250,000 資本組入額 125,000
新株予約権の行使の条件	発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行 することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得し た場合はこの限りでない。 新株予約権発行時において当社または当社子会社の取締 役および従業員であった者は、新株予約権行使時におい ても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従 業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定 年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新 株予約権を取得した場合はこの限りでない。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

2. 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数に  
ついて行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設  
分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3. 行使価額を下回る払込金額で新株発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整  
し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \frac{\text{新株発行又は処分株式数}}{\text{式数}} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし  
る。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げ  
る。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新  
設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

## 第4回(平成18年4月27日臨時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	140
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	140(注1、2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250,000(注3)
新株予約権の行使期間	平成18年4月28日から 平成28年4月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 250,000 資本組入額 125,000
新株予約権の行使の条件	新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 新株予約権発行時において顧問であった者は、新株予約権行使時においても当社の顧問であることを要する。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

2. 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3. 行使価額を下回る払込金額で新株発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \frac{\text{新株発行又は処分株式数}}{\text{式数}} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第5回（平成19年6月27日定時株主総会決議）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	231
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	231(注1、2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200,000(注3)
新株予約権の行使期間	平成22年6月28日から 平成29年6月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 200,000 資本組入額 100,000
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が当社の取締役および従業員ならびに当社 関係会社の役員または従業員のいずれの地位にあることを 要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理 由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場 合はこの限りではない。その他取締役会の認める正当な事 由ある場合はこの限りではない。 この他の条件は、株主総会および取締役会決議に基づき、 当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契 約」の定めるところによる。 新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨書類で 申し出た場合には、放棄した日をもって以後何人も当該新 株予約権を行使できない。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。

2. 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。

付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て。)、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消滅していない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、決議日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消滅していない新株予約権の総数を乗じた数とする。

3. 当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使による場合を除く。は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$



なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

#### 4. 組織再編に伴う新株予約権の承継

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使可能期間（平成22年6月28日から平成29年6月26日まで）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使可能期間（平成22年6月28日から平成29年6月26日まで）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記( )記載の資本準備金等増加限度額から上記( )に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

( ) 当社は、新株予約権者が権利行使をする前に、行使条件に該当しなくなったため本新株予約権を行使できない場合は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

( ) 当社は、新株予約権者が新株予約権割当契約書の条項に違反した場合、取締役会が別途定める日に無償で新株予約権を取得することができる。

( ) 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

ア 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

イ 当社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案

ウ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

( ) その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年10月29日	75,500	182,801	2,000,750	7,715,700	2,000,750	5,545,700

(注) 有償第三者割当

発行価格 53,000円

資本組入額 26,500円

割当先 富士フィルム株式会社

## (6) 【大株主の状況】

株主名簿の記載内容は確認できておりませんが、当第3四半期会計期間において、第三者割当増資を行ったため、以下のとおり大株主の異動がありました。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
富士フィルム株式会社	東京都港区西麻布2丁目26番30号	75,500	41.30

(注) 発行済株式総数に対する所有株式割合は、平成22年9月30日時点の発行済株式総数に、当該第三者割当増資によって発行しました普通株式75,500株を加算した株式数182,801株を用いて算定しております。

## (7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。なお、平成22年10月29日付で第三者割当増資を行っており、発行済株式総数及び議決権の数はそれぞれ75,500株及び75,500個増加しております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 107,301	107,301	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	107,301	-	-
総株主の議決権	-	107,301	-

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

## 2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	72,900	65,900	64,500	63,500	66,000	81,700	80,000	71,900	69,800
最低(円)	64,100	50,200	53,600	52,100	53,000	63,300	65,300	59,800	65,800

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(グロース)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所NEOにおけるものであります。

## 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)	就任年月日
取締役		大谷 正明	昭和30年5月17日生	昭和53年4月 富士写真フイルム株式会社 (現富士フイルム株式会社) 入社 平成14年4月 同社FPD材料事業部担当部長 平成22年6月 富士フイルム株式会社ヘルス ケア事業統括本部医薬品事業 部次長(現任)	(注)	-	平成22年 10月28日

(注) 平成22年10月28日開催の臨時株主総会の終結の時から平成23年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第3四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】  
 (1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	4,541,584	1,475,027
受取手形及び売掛金	61,589	43,175
製品	214	194
仕掛品	17,891	35,792
原材料及び貯蔵品	54,089	51,768
その他	32,006	38,445
流動資産合計	4,707,375	1,644,403
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	828,986	874,806
土地	537,814	537,814
その他(純額)	73,751	85,880
有形固定資産合計	1,440,552	1,498,501
無形固定資産	35,482	42,521
投資その他の資産	7,567	5,424
固定資産合計	1,483,602	1,546,447
繰延資産	14,964	6,932
資産合計	6,205,941	3,197,783
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形	48,614	39,410
1年内返済予定の長期借入金	249,292	239,692
未払法人税等	11,740	13,710
賞与引当金	22,572	41,287
その他	158,672	102,489
流動負債合計	490,891	436,589
固定負債		
長期借入金	850,768	1,008,762
役員退職慰労引当金	100,600	100,600
その他	8,409	10,262
固定負債合計	959,777	1,119,624
負債合計	1,450,669	1,556,214
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	7,715,700	5,714,950
資本剰余金	5,545,700	3,544,950
利益剰余金	8,506,127	7,618,330
株主資本合計	4,755,272	1,641,569
純資産合計	4,755,272	1,641,569
負債純資産合計	6,205,941	3,197,783

(2)【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	144,461	239,299
売上原価	132,391	263,654
売上総利益又は売上総損失( )	12,069	24,355
販売費及び一般管理費	826,635	841,788
営業損失( )	814,566	866,144
営業外収益		
受取利息	1,932	506
受取配当金	0	0
受取保険金	1,355	-
助成金収入	-	8,128
その他	1,989	1,495
営業外収益合計	5,277	10,130
営業外費用		
支払利息	18,887	22,069
株式交付費償却	7,078	6,778
その他	5	85
営業外費用合計	25,970	28,934
経常損失( )	835,258	884,947
税引前四半期純損失( )	835,258	884,947
法人税、住民税及び事業税	2,850	2,850
法人税等合計	2,850	2,850
四半期純損失( )	838,108	887,797

## 【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	47,867	92,665
売上原価	50,340	99,971
売上総損失( )	2,472	7,305
販売費及び一般管理費	254,244	295,463
営業損失( )	256,717	302,769
営業外収益		
受取利息	298	206
受取保険金	1,355	-
その他	651	461
営業外収益合計	2,305	668
営業外費用		
支払利息	7,045	6,987
株式交付費償却	2,359	2,653
その他	-	77
営業外費用合計	9,404	9,718
経常損失( )	263,817	311,819
税引前四半期純損失( )	263,817	311,819
法人税、住民税及び事業税	950	950
法人税等合計	950	950
四半期純損失( )	264,767	312,769

## (3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純損失( )	835,258	884,947
減価償却費	83,188	79,245
賞与引当金の増減額( は減少)	17,459	18,714
役員退職慰労引当金の増減額( は減少)	15,100	-
受取利息及び受取配当金	1,933	506
支払利息	18,887	22,069
為替差損益( は益)	5	10
売上債権の増減額( は増加)	38,069	18,414
たな卸資産の増減額( は増加)	43,225	15,560
仕入債務の増減額( は減少)	24,149	9,203
未払金の増減額( は減少)	8,652	24,894
未払又は未収消費税等の増減額	8,080	18,172
その他	13,509	21,832
小計	780,534	731,593
利息及び配当金の受取額	2,276	407
利息の支払額	17,209	19,377
法人税等の支払額	2,698	3,370
営業活動によるキャッシュ・フロー	798,166	753,933
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	760,650	1,340,350
定期預金の払戻による収入	1,260,650	460,650
有形固定資産の取得による支出	516,500	14,872
無形固定資産の取得による支出	34,280	470
その他	5,404	2,452
投資活動によるキャッシュ・フロー	45,375	897,494
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	-	300,000
短期借入金の返済による支出	-	300,000
長期借入れによる収入	620,000	-
長期借入金の返済による支出	53,348	148,394
株式の発行による収入	-	3,986,690
財務活動によるキャッシュ・フロー	566,652	3,838,296
現金及び現金同等物に係る換算差額	5	10
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	276,895	2,186,857
現金及び現金同等物の期首残高	956,286	1,014,377
現金及び現金同等物の四半期末残高	679,391	3,201,234



## 【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 なお、これによる損益に与える影響はありません。

## 【簡便な会計処理】

	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
たな卸資産の評価方法	当第3四半期会計期間末における棚卸高の算出に関して、実地棚卸を省略し第2四半期会計期間末に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。
固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している固定資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

## 【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額は、900,468千円であります。	有形固定資産の減価償却累計額は、829,044千円であります。

## (四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給料及び手当 110,036千円	給料及び手当 147,143千円
賞与引当金繰入額 7,065千円	賞与引当金繰入額 6,120千円
役員退職慰労引当金繰入額 15,100千円	研究開発費 282,276千円
研究開発費 328,327千円	

前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給料及び手当 37,444千円	給料及び手当 55,313千円
賞与引当金繰入額 7,065千円	賞与引当金繰入額 6,120千円
役員退職慰労引当金繰入額 5,000千円	研究開発費 93,755千円
研究開発費 86,541千円	

## (四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)
現金及び預金勘定 1,440,041千円	現金及び預金勘定 4,541,584千円
預入期間が3ヶ月を超える	預入期間が3ヶ月を超える
定期預金 760,650千円	定期預金 1,340,350千円
現金及び現金同等物 679,391千円	現金及び現金同等物 3,201,234千円

## (株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 182,801株

## 2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期会計期間末残高はありません。

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## 5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成22年10月29日付で、富士フィルム株式会社から第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第3四半期会計期間において資本金が2,000,750千円、資本準備金が2,000,750千円増加し、当第3四半期会計期間末において資本金が7,715,700千円、資本準備金が5,545,700千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。  
当社は、薬事法の適用を受ける「再生医療製品事業」と、薬事法の適用を受けない「研究開発支援事業」を展開しており、これを報告セグメントとしております。  
「再生医療製品事業」は、自家培養表皮ジェイスの製造販売及び自家培養角膜上皮の受託開発を中心に  
行っており、「研究開発支援事業」は、研究用ヒト培養組織ラボサイトの製造販売を中心に行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）

（単位：千円）

	再生医療製品事業	研究開発支援事業	合計
売上高			
外部顧客への売上高	207,852	31,446	239,299
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-
計	207,852	31,446	239,299
セグメント損失（ ）	788,664	77,479	866,144

当第3四半期会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

（単位：千円）

	再生医療製品事業	研究開発支援事業	合計
売上高			
外部顧客への売上高	82,266	10,398	92,665
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-
計	82,266	10,398	92,665
セグメント損失（ ）	276,362	26,406	302,769

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

セグメント損失は、四半期損益計算書の営業損失と一致しております。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(追加情報)

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 26,013.38円	1株当たり純資産額 15,298.74円

2. 1株当たり四半期純損失金額

前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 8,277.53円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 7,109.66円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期純損失(千円)	838,108	887,797
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失(千円)	838,108	887,797
期中平均株式数(株)	101,251	124,872

前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 2,614.96円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 1,956.97円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期純損失(千円)	264,767	312,769
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失(千円)	264,767	312,769
期中平均株式数(株)	101,251	159,823

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月12日

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水上 圭祐 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 晴久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングの平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成22年2月12日開催の取締役会決議にて、第三者割当の方法による新株の発行を決定した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 . 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2 . 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月9日

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水上 圭祐 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 晴久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第13期事業年度の第3四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングの平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。